

藤沢市教育委員会定例会(3月)会議録

日 時 2003年3月16日(日)午前10時

場 所 藤沢市役所新館7階第7会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 教育長報告

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第12条第1項の規定による開示請求について
- (2) 臨時代理の報告について

5 議 事

- (1) 議案第55号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
- (2) 議案第56号 藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について
- (3) 議案第57号 藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について
- (4) 議案第58号 教育財産の取得の申出について
- (5) 議案第59号 教育委員会事務局職員の人事異動方針について

6 閉 会

出席委員

- 1番 中 村 喬
- 2番 數 野 隆 人
- 3番 安 咸 子
- 4番 平 岡 法 子
- 5番 川 島 一 明

出席事務局職員

学校教育部長	小 野 晴 弘	生涯学習部長	金 井 正 志 郎
学校教育部参事	福 島 勝 也	学校教育部参事	種 部 弘
生涯学習部参事	齋 藤 潔	生涯学習部参事	河 野 欣 昭
生涯学習部参事	渡 辺 恭 博	生涯学習部参事	田 中 正 男
総合市民図書館長	植 木 正 敏	教育総務課主幹	高 橋 章
教育総務課主幹	大 橋 久 高	学務保健課長	落 合 英 雄
学務保健課主幹	渡 貫 洋	学校教育課長	新 井 泰 春
学校教育課主幹	下 村 修 市	教育文化センター長	飯 島 広 美
学校施設課長	田 中 章	学校施設課主幹	保 坂 純 彦

学校施設課主幹 尾 嶋 良 二 生涯学習課主幹 上 田 育 夫
生涯学習課主幹 島 村 昌 治 鶴沼公民館長 神 崎 康 雄
善行公民館長 武 清 総合市民図書館主幹 宇田川 ひろみ
総合市民図書館主幹 島 村 利 征 総合市民図書館主幹 池 田 邦 臣
スポーツ課主幹 飯 島 和 男 スポーツ課主幹 酒 井 一 二
スポーツ課主幹 鈴 木 利 吉 スポーツ課主幹 笠 間 忠 雄
書 記 桜 井 範 幸

午前10時00分 開会

委員長 ただいまから藤沢市教育委員会3月定例会を開会いたします。

委員長 はじめに、本日の会議録に署名する委員は2番 数野委員、3番 安 委員にお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は2番 数野委員、3番 安 委員にお願いいたします。

委員長 次に、前回の会議録の確認をお願いいたします。
何かありますか。

特にないようですので、このとおり了承することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、このとおり了承することに決定いたします。

委員 私は、以下申し述べます3件について非公開審議についての発議をさせていただきます。まず教育長報告 (1)藤沢市個人情報保護条例第12条第1項の規定による開示請求については、プライバシーを侵害するおそれがある情報に、また(2)臨時代理の報告について及び議案第59号教育委員会事務局職員の人事異動方針については、人事に関する情報に該当すると思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、非公開での審議とするよう発議いたします。

委員長 ただいま教育長報告の(1)藤沢市個人情報保護条例第12条第1項の規定による開示請求について、(2)臨時代理の報告について及び議案第59号教育委員会事務局職員の人事異動方針については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、非公開での審議を要請する発議がありましたので、同条第7項の規定により直ちに採決を行います。

ただいまの発議に関しまして、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長 賛成5名。よって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定による出席委員の3分の2以上の多数で議決いたしましたので、教育長報告の(1)藤沢市個人情報保護条例第12条第1項の規定による開示請求について、(2)臨

時代理の報告について及び議案第59号教育委員会事務局職員の人事異動方針については、後ほど非公開で行います。

委員長 これより議事に入ります。

議案第55号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

学校教育部参事 議案第55号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正についてを別紙のとおり説明する。

委員長 事務局の説明が終わりました。議案第55号につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。

特にないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第55号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正については、原案どおり決定いたします。

委員長 次に、議案第56号藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

学校教育部参事 議案第56号藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正についてを別紙のとおり説明する。

委員長 事務局の説明が終わりました。議案第56号につきまして御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第56号藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正については、原案どおり決定いたします。

委員長 次に、議案第57号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習部参事 議案第57号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正についてを別紙のとおり説明する。

委員長 事務局の説明が終わりました。議案第57号につきまして御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

委員 インターネットによる利用申請については、2カ月前の月の15日からということですが、既にインターネットの加入が50%以上という現状を考えると、いずれこの15日の時差については見直さなければならぬ時期が来ると思うが、そのことについてどう取り扱っていく予定なのか伺いたい。

生涯学習部参事 15日ということは条例で明記しておりますが、今回は規則の改正でありまして、将来的に15日を10日にするか1週間にするか5日にするかは、運用状況、時代の移り変わり、機械技術の進展、市民の活用の広がり等を総合的に勘案しながら検討させていた

だきたいと思っております。根幹的な内容については条例の方になっておりまして、規則の方は手続という形ですので、明示しておりません。

委員 　　そういうときには条例による変更を先にやってから施行規則を変えるということなのか。

生涯学習部参事 　条例の改正が先でございますが、その前段として教育委員会定例会にお諮りをしていくことになろうかと思えます。

委員 　　登録団体に対して公民館団体登録カードを交付するということが、実際にはどのように使うのか。

生涯学習部参事 　現在も利用する月の2カ月前の1日に抽せんを行っておりまして、そのときに登録カードは持参していただいております。今後も公民館団体登録カードを持ってきてもらうこととなります。そこには団体登録番号が記載されておりまして利用申請を行う際の確認等に使用していただいておりますが、インターネットによる利用申請の方にはその登録カードを使う場面はありません。

委員長 　　ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 　　それでは、議案第57号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正については、原案どおり決定いたします。

委員長 　　次に、議案第58号教育財産の取得の申出についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

鵜沼公民館長 　議案第58号教育財産の取得の申出についてを別紙のとおり説明する。

委員 　　事務局の説明が終わりました。議案第58号につきまして御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

委員 　　公民館の駐車場が狭いために、イベント等があると路上駐車が多く大変だが、今回の取得によって駐車・駐輪問題はどうか。

鵜沼公民館長 　駐車場については市民センターを建設する際にも土地の確保が難しいということで、既設の公民館の駐車場20台分をそのまま続行することになりました。また駐輪場については新棟のスペースに30台から40台が置けることとなります。

委員長 　　ほかにありません。

ないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 　　それでは、議案第58号教育財産の取得の申出については、原案どおり決定いたします。

委員長 　　以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

次回定例会の期日を決めたいと思えます。4月11日(金)午後2時から場所は、藤沢市役所東館2階教育委員会会議室において開催ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

それでは、次回定例会は4月11日(金)午後2時。場所は藤沢市役所東館2階教育委員会会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午前10時39分 休憩